

球都桐生展常設化公募型プロポーザル募集要項

1 目的

桐生が「球都」と呼ばれるに至った歴史や文化を未来へつなぐための常設展示空間を整備・運営し、地域の誇りと絆を育みながらブランド価値の向上を図ることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 球都桐生展常設化事業
- (2) 業務内容 球都桐生展常設化のための施設整備及び運営
- (3) 履行期間
ア 整備 令和7年7月上旬から令和7年8月22日（金）まで
イ 運営 令和7年8月23日（土）から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 予算額 10,300,000円（税込）を上限とする

3 委託業者選定

球都桐生プロジェクト推進協議会において提出された応募書類を比較審査し、最も適切な優先交渉権者をプロポーザル方式により選定する。

4 参加資格

以下の【必須条件】をすべて満たし、かつ【評価加点項目】において提案内容が優れていると認められる桐生市内に本社または本店を構える法人であること。

【必須条件】

- (1) 展示施設の企画・設計、歴史資料／歴史品の収集、展示、管理、および常設展示の運営に関して十分な実績または能力を有すること
- (2) 当該歴史資料／歴史品の理解、およびそれらを球都桐生公式WEBサイトで紹介するためのコンテンツ企画、制作、編集するための能力を有すること
- (3) 球都桐生プロジェクトの基本方針、および桐生における野球の歴史的背景についての造詣を有し、地域野球文化への貢献意欲が認められること
- (4) 球都桐生プロジェクト推進協議会が認める100点以上の展示品を掲出可能な展示スペースを有していること（120㎡以上が望ましい）
- (5) 展示品以外の歴史資料／歴史品を保管できる十分なスペース（倉庫）を有していること（50㎡以上が望ましい）

- (6) 空調などの設備環境が整っており、展示品を適切な状態で保管・展示できること
- (7) 来場者の事前予約に対応できる体制を有し、予約日時に応じた来場対応が可能であること
- (8) 電子メールおよびクラウド型ファイル共有等を用いたデータの送受信など、円滑なデジタルコミュニケーションが可能であること
- (9) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しないこと
- (10) 会社更生法または民事再生法に基づく手続き開始の申立てをしていないこと
- (11) 暴力団排除条例等に基づき、反社会的勢力でないこと

【評価加点項目】

以下の要件を満たすことが望ましい。

- (12) 市内の野球関連団体との協力関係を有し、密接な連携体制を構築できること
(例：県野球連盟桐生支部・中体連・中学クラブ・高野連加盟校・シニア世代野球等)
- (13) 来場者向けに 10 台以上の駐車スペースが確保できること
- (14) 同施設を地域住民のためのコミュニティスペースとして活用できること
- (15) 同施設を活用した自主事業の企画力を有すること

5 スケジュール

募集	令和 7 年 5 月 27 日 (火) ～令和 7 年 6 月 10 日 (火)
審査	令和 7 年 6 月中旬
選定	令和 7 年 6 月下旬
整備	令和 7 年 7 月上旬～令和 7 年 8 月 22 日 (金)
運営	令和 7 年 8 月 23 日 (土) ～令和 8 年 3 月 31 日 (火)

6 応募方法

(1) 応募受付

令和 7 年 5 月 27 日 (火) から令和 7 年 6 月 10 日 (火) までの開庁日時に桐生市役所スポーツ・文化振興課に応募書類を提出。

※応募は郵送可としますが、令和 7 年 6 月 10 日 (火) 17 時 00 分必着とする。

(2) 応募書類

ア 参加申込書 (様式 1)

イ 企画提案書 (様式 2、A4 版・15 ページ以内)

- (ア) 様式 2 を表紙に添付すること。
- (イ) 企画提案書は様式 2 を除く 15 ページ以内の A4 版とする。
(様式自由)
- (ウ) 業務内容等を踏まえたうえで、提案の特徴を明確にするとともに業務を実現するために可能な限り具体的な内容を記載すること。

ウ 実施体制・スケジュール (様式 3)

エ 概算見積書 (積算内訳含む)

オ 会社概要または事業者情報

(3) 提出部数

正本 1 部、副本 5 部

(4) 提出先

〒376-8501 桐生市織姫町 1 番 1 号

桐生市役所市民生活部スポーツ・文化振興課 球都桐生プロジェクト推進担当

TEL : 0277-32-3896 (直通)

MAIL : supotsubunka@city.kiryu.lg.jp

7 審査方法等

(1) 審査方法

球都桐生プロジェクト推進協議会で提出された応募書類を審査し、最適な優先交渉権者を決定する。

(2) 日時

令和 7 年 6 月中旬予定

(3) 評価内容

以下の項目から総合的に評価選定する。

ア 企画内容

イ 実施体制・スケジュール

ウ 概算見積書

8 優先交渉権者の決定及び通知・公表

審査を実施した全応募者に対し、書面 (普通郵便) にて通知する。審査内容に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けないものとする。

また、優先交渉権者の概要について、桐生市ホームページにて公表する。

9 事業者の選定について

市は優先交渉権者と協議、優先交渉権者が提案した内容を再度精査し、仕様書を調整のうえ事業者を選定する。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は選定を取り消すこととする。なお、この場合は次の順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、桐生市が失格であると認めたとき。

10 その他

- (1) 当企画提案に要する費用は、各応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案資料は返還しない。ただし、企画提案の意匠は提出した者に帰属する。
- (3) プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、桐生市情報公開条例（平成 27 年 9 月 25 日桐生市条例第 29 号）に基づき提案書を公開する場合がある。
- (4) 応募書類の提出は、1 応募者につき 1 提案までとする。
- (5) 応募書類を受理した後は、その追加及び修正は認めない。
- (6) 企画内容等は、協議により変更すること。
- (7) 現地確認については、周りの迷惑にならない範囲で行うことは妨げない。

11 問い合わせ

〒376-8501 桐生市織姫町 1 番 1 号

桐生市役所 市民生活部 スポーツ・文化振興課 球都桐生プロジェクト
推進担当

TEL 0277-32-3896（直通）

FAX 0277-43-1001

MAIL supotsubunka@city.kiryu.lg.jp